

鳥取県告示第 42 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
鳥取中央農業協同組合
倉吉市越殿町 1409
- 2 変更承認年月日
平成 19 年 1 月 11 日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業